

糖尿病性腎症重症化予防に係る保健指導仕様書

1 業務内容

特定健診の検査値等から、次の条件を満たす対象者に対して、自らの健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取組を持続的に行うことができるよう、面接や電話等で6ヶ月間、個別の保健指導を行う。

・対象者条件

- ①ヘモグロビンA1cが6.5%以上又は空腹時血糖値が126mg/dℓ以上かつBMI25以上。ただし透析者は除く。
もしくは、
- ②ヘモグロビンA1cが6.5%以上又は空腹時血糖値が126mg/dℓ以上かつ収縮期血圧140以上又は拡張期血圧90以上。ただし透析者は除く。

(1) 事業への参加勧奨

- ア 広島市職員共済組合（以下「委託者」という。）は、対象者に糖尿病性腎症重症化予防事業の参加案内文書、利用申込書を送付し、利用申込みを行った対象者及び申込みを行っていない対象者を受託者に報告する。
- イ 専門性を有する事業者（以下「受託者」という。）は申込みを行っていない対象者について、電話による利用勧奨を行う。
- ウ 受託者は、決定した参加者について、委託者に報告する。
- エ 受託者は、申込みがあった対象者については申込書に記載された電話番号等で連絡を取り、初回面接の日程調整を行う。また、申込みがない対象者については、委託者が提供した電話番号で連絡を取り日程調整を行う。

(2) 保健指導の実施

- ア 保健指導の実施にあたり、初回面接時に詳細のヒアリングを実施し、医師からの指示内容を確認し参加者個人の状況に適した支援計画を作成する。
- イ 指導は、初回面接（60分程度）、電話支援4回を基本とし、指導実施期間は6か月とする。
- ウ 面接は、戸別訪問及び広島市役所本庁舎内とする。ただし、訪問の場所は参加者のニーズに沿った形式とし、委託者と協議の上、別途定めた会場に変えることができる。
- エ 服薬管理について、以下の内容で指導を行う。
 - ・医師からの服薬管理指導の有無及び指導内容を確認する。
 - ・医師からの指示通りに適正に服薬されているか確認する。
- オ 食事療法によるカロリー摂取量の制限及び血糖コントロールについて、以下の内容を考慮して指導を行う。
 - ・食事記録をモニタリングするよう勧奨する。
 - ・脂質、たんぱく質、炭水化物等の摂取量・カロリーについて、医師の指示内容を確認し、その指示内容に沿った指導を行う。
- カ 運動については、病期のみで判断せず、合併症の有無や進行度を考慮し、自己判断による実施で症状悪化に繋がらないよう医師の指示を確認し行う。
- キ 参加者の家族を巻き込んだ生活習慣改善指導を実施する。
- ク 参加者が指導から脱落することがないように、指導の通知、電話、メール送付等、創意工夫をすること。
- ケ 指導を途中で断念した参加者については、その理由を委託者に報告し、次年度の課題として検討する。

(3) 人員体制

面接、電話支援等について対象者数に見合った十分な人数の専門職（保健師・看護師・管理栄養士等）を配置し、極力担当者制とすること。

(4) 評価

指導が終了した者について、以下のとおり事業実施の評価を行う。評価は参加者ごとに行う。

- ア 事業の効果分析及び評価は、指導後に極力受託者が直近の検査データを参加者から入手し、客観的な検査値の推移、参加者本人による自己管理やQOL（生活の質）に関する自己評価、指導を行った保健師・看護師・管理栄養士の指導記録により行う。
- イ 支援期間中の進捗状況を、月単位及び必要に応じて委託者に報告すること。
- ウ 参加者本人の指導に対する評価は最終電話支援時に行う。

なお、当該業務の実施に当たっては、総務省及び厚生労働省等の動向や各種学会等のエビデンスを踏まえた最近の知見に基づくこととし、その具体的な手法について委託者に提案し、調整のうえ行う。

3 対象者への対応

- (1) 事業期間中に連絡がとれない者についての状況を把握するとともに、資格喪失やその他やむを得ない事情により指導等を受けない者についても、状況把握後、適宜委託者へ報告する。
- (2) 対象者から受託者に苦情が寄せられたり事故が発生した場合は、委託者に速やかに報告する。
- (3) 自己負担額
本事業に係る対象者の自己負担額は無料とする。

4 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務に遂行すること。
- (2) その他、契約書、仕様書に定めのない事項または疑義を生じた場合は、委託者と協議の上定めるものとする。
- (3) 当該業務に関して発生する一切の費用は、委託料に含まれるものとする。